

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十七年七月三日から同月十六日までの間縦覧に供します。

平成二十七年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
北山 徹	五條市西阿田町七九七	五條市東阿田町三四二番一ほか二筆
中野 翼	奈良市三松一丁目一九の二三の五〇三号	北葛城郡広陵町大字広瀬五七二番一
津川 正直	橿原市常盤町四九番地の一 上田ハイツ二〇一号室	橿原市十市町二五五番一

二 申請年月日

平成二十七年六月二十二日